

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号	136	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の「職員」基準の緩和				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定める「職員」基準(従うべき基準)について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従うべき基準」の緩和を望む。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第10条第3項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。
「従うべき基準」として規定された「職員」基準が、長岡市において支障が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別紙のとおり緩和を望む。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)第10条第3項

省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定したところである。

当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。

さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

長岡市では、地域の子どもたちを地域の中で見守り育むことを基本理念に、放課後児童クラブの運営をコミュニティ推進組織に委託し実施している。このような中、限られたコミュニティの中での人材確保は難しくなっており、当該省令第10条第3項の規定に該当する者が各コミュニティで確保できない場合は、児童クラブ自体が運営できなくなり、何よりも利用者に迷惑をかけることになる。

今回の「職員」基準で、職員の質の確保という観点から規定されていることは承知をしているところである。施行日において、第10条第3項の規定に該当しない現在の従事者が職を退かなければならなくなるため、引き続き従事できるよう経過措置を設けてもらいたい。

また、あらゆる方法で募集等を行っても規定に該当する者が見つからなかった場合において、児童クラブを休止することは避けなければならないため、その場合において資格要件に及ばない子育て経験者であっても、都道府県が実施する研修のほか、市が実施する研修また児童厚生員2級資格取得研修などを受けてもらいながら質の確保を図り従事できるようにしてもらいたい。

現在、地域の人々が主体となって放課後児童クラブの運営を行うことで、地域の中で成長していく子どもたちにとって、よりよい健全育成事業が展開されている。この環境を継続していくためにも、第10条第3項の規定に該当しない者でも子どもたちの成長を見守り支える人材として、資格要件にとらわれない運営が可能となるよう地域の実情を汲んだ運営が図られることを切望する。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。

○ 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童

健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該省令においては、第10条第3項の各号にあたらない者であっても職員として従事できるよう、同条第2項において「1人を除いて資格要件のない補助員をもってこれに代えることができる」という規定を設けたところであり、補助者として従事することは可能である。

本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会の議論の内容と異なる内容に基準を変えることは適当ではない。

専門委員会では、放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であることから、職員は2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とすることが適当であるとされた。

経過措置を設けるとすると、その間は、資格要件に当たらず、経験もない者のみで放課後児童クラブを運営することとなり、子どもの安全面を含め質を担保できないため適当ではない。

なお、省令第10条第3項第9号の規定にかかる通知については、第9号にあたる者の例をあげているが、最終的には市区町村長の判断としており、第9号にあたるかどうかは市区町村長が判断することになる。

さらに、提案団体からの意見では、限られたコミュニティの中で人材が確保できないとされているが、本年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」においては、市町村に教育委員会及び福祉部局の行政関係者、学校関係者等を構成員とした「運営委員会」を設置するなど、福祉部局と教育委員会の連携の強化について盛り込まれている。資格要件を満たす人材の確保についても、福祉部局と教育委員会の連携強化により対応できると考える。

【制度】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該基準第 10 条第 3 項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。

【支障】

支障内容（1）

現在、従事している者の中で、施行日において、第 10 条第 3 項の規定に該当しない者は、放課後児童支援員として勤務できなくなることから、現在、常勤で従事している者が職を退かなければならない事態が生じる（42 クラブ中 11 クラブ、13 名）ため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすものである。

省令附則第 2 条に経過措置が設けられたが、あくまでも研修受講に関してのみである。

支障内容（2）

長岡市は、「地域の中で子どもたちの成長を見守り育む」ことを基本理念として放課後児童支援員の雇用を含め、地域のコミュニティ推進組織に運営を委託し実施している。限られたコミュニティの中での人材確保は難しくなっており、地域を超えてハローワーク等を通じて募集をかけても担い手は見つかりにくく、特に有資格者の確保はとて難しい状況にある。

このような中で今後は、放課後児童支援員を雇用する際には、第 10 条第 3 項の規定に該当していることが第 1 条件になる。該当する者が万一いなかった場合には当該児童クラブにおいて放課後児童支援員が不足するため、児童クラブの運営ができなくなることが考えられる。

【必要性】

長岡市は、地域の中の人材を活用しながら、有資格者のほかに子育て経験者を児童の指導にあたる者として、コミュニティを単位に子どもたちを見守り育む環境づくりを推進してきている。地域コミュニティを核として、子どもたちが育つ身近な地域の中で、地域の人々が主体となって健全育成事業が行われている姿はまさに長岡モデルといえる。第 10 条第 3 項の規定に該当しない者でも子どもたちの成長を見守る担い手として、これまでも主体となって運営を支えてきている人材であることから、これまでの形態を継続させてもらいたい。資格要件にとらわれない運営が可能となるよう地域の事情を汲んだ運営が図られることを切望する。

【解消策】

支障内容（1）について

研修受講期間に経過措置が設けられたように、施行日において第 10 条第 3 項の規定に該当しない現在の従事者が職を退くことなく、引き続き従事できるよう経過措置を設けるべきである。

支障内容（2）について

あらゆる方法で募集等を行っても第 10 条第 3 項の規定に該当する者が見つからなかった場合には、当該資格要件に及ばない子育て経験者であっても従事できるようにする。また、都道府県が実施する研修のほかに、市が実施している研修をこれまでどおり受けてもらうことで、当該資格要件に準じた者として従事できるようにしてもらいたい。

放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の体制について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）の「職員」基準の適用により当市として支障が見込まれる下記内容について、新潟県内19市、特例市38市に状況調査を依頼し集計したものである。

- 調査依頼期間：9月24日（水）～10月2日（木）
- 調査を依頼した自治体：新潟県内の市19市、特例市38市　合計57市
- 調査回答があった自治体：50市

（質問1）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の適用により、放課後児童クラブに現に従事している者が、平成27年4月1日以降「無資格者」になる者がいますか。

- ・いる　　（38団体）
- ・いない　（12団体）

※「いる」と回答があった主な状況(主な回答)

省令第10条第3項第3、9号に該当しない経験年数が2年に満たない無資格者がいる。

（質問2）有資格者の確保が難しい中で、有資格者が少人数であることなどから、クラブ運営に支障が生じるおそれがありますか。

- ・支障が生じるおそれがある（27団体）
- ・支障が生じるおそれはない（23団体）

※「支障が生じるおそれがある」場合どのようなことが考えられるか。(主な回答)

- ・有資格者が1～2名の場合、その日のシフトや休暇取得のために基準を満たさない日が出てくるおそれがある。
- ・平日は基準を満たすが、長期休業日や土曜日の体制で基準を満たさない日（時間）が出てくるおそれがある。
- ・有資格者を常に確保することが難しい。指導員の退職（年度途中など）により、有資格者がいなくなった場合に運営に支障が生じるおそれがある。
- ・利用児童数の増加により、支援員の増員が必要になるが、事業を委託している事業者によっては、人員の確保が難しいケースが考えられる。
- ・職員の経過措置の期限以降、退職などによる補充が必要な場合、県の研修終了後でないと支援員として雇用ができないことから、早急な対応が行えず、運営に支障が生じることが想定される。
- ・各自治体が支援員の確保に動く、少ない有資格者を各自治体で奪い合う形になるため、給与面で有利な地域に人材が流れてしまう可能性が高く、支援員の確保がより困難になることが想定される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 47

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置については、「従うべき基準」とされている。

【改正による効果】
地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、従事者の確保が困難な郡部や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。

根拠法令等

省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準となる省令を策定したところである。

当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれがあり適当ではない。

さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

・放課後児童クラブ等について、現状では受入能力が不足しており、国ではその倍増を打ち出している。その実現のためには、地域の実情に応じたクラブの設置が可能となるよう、「従うべき基準」の参酌基準化が必要である。

・「従うべき基準」でなければ質が担保できないとの理由は適当ではなく、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する者（放課後児童支援員）の資格や配置以外の参酌基準とされた事項についても市町村において適切に基準の策定が進められている。

・現在、各市町村で条例による基準の策定が進められているが、「従うべき基準」が「参酌すべき基準」となったとしても、条例の改正を適切に行うだけであり、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に変更しない理由にはならない。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかになっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。

○ 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきである。

本基準は、専門委員会の議論を受けて定めたものであり、委員会での議論の内容と異なる内容に変更することは適当ではない。

専門委員会では、放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であることから、職員は2人以上配置することとし、うち1人は有資格者とすることが適当であるとされた。

この専門委員会の議論を受け、職員の資格・員数については、子どもの安全に直接影響を与える事項であり、放課後児童クラブの質を担保するため、国としての最低基準として「従うべき基準」としたものであり、「参酌すべき基準」に変更することは適当ではない。

また、本年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」においては、都道府県及び市町村に、教育委員会・福祉部局の行政関係者、学校関係者等を構成員とする「推進委員会」及び「運営委員会」を設置するなど、福祉部局と教育委員会の連携を強化することが盛り込まれている。人材の確保についても、福祉部局と教育委員会の連携の強化により対応できると考える。